

# 高齢者施設等の従事者等へのPCR検査事業の実施について

福島県  
R3.4.21

## ①実施地域の決定

地域の感染状況を踏まえ、県が決定します。

## ②実施希望の照会

県から実施地域にある施設へ、検査を希望するかどうかメールまたはFAXで照会します。

検査は無料です！

## ③実施希望の回答

検査を希望する施設は、検査人数や担当者について県へ回答してください。

## ④検査キットの送付

検査機関から検査キットが施設へ送付されます。原則、**施設職員全員分の唾液を採取し、決められた搬入日に検体を保健福祉事務所に搬入してください。**



## ⑤検査結果の通知

検査機関が保健福祉事務所から検体を回収し検査を実施します。後日、県から施設へ結果を連絡します。

### ※検査の対象者

施設に従事する全職員が対象  
非常勤職員や事務職員、施設に立ち入る清掃や調理などの委託業者も含みます。

### ※対象施設

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、グループホーム、障害児入所施設、救護施設

この事業についての問い合わせはこちらまでお願いします。

福島県保健福祉部高齢福祉課

電話 024-521-7163

FAX 024-521-7748